

# 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除等（法人版事業承継税制）

対象税目：相続税、贈与税（国税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）  
 ○経営承継の一層の円滑化により経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続に繋げ、ひいては地域経済の活力維持・発展を実現する。

当該措置の政策体系における位置づけ  
 ○7. 中小企業の発展  
 （経済産業省政策評価基本計画（令和8年度～12年度）  
[https://www.meti.go.jp/policy/policy\\_management/kihon-keikaku/R8\\_R12seisakuhyoukakihonkeikaku.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/kihon-keikaku/R8_R12seisakuhyoukakihonkeikaku.pdf)）

② 現行制度の概要

根拠条文：租税特別措置法第70条の7から第70条の7の8まで  
 創設年度：平成21年度（一般措置）、平成30年度（特例措置）  
 適用期限：期限無し（一般措置）、令和9年12月末（特例措置）  
 事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：有】【事後：有】

○後継者である受贈者・相続人等が、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除されるもの。

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
減収額 金額（億円）	731	1,400	1,170	1,683	1,263	1,176	1,535

（出所）国税庁 統計年報

③ アクティビティ

○相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。

○同様の政策目的に関する、事業承継円滑化のための総合的支援策として、下記の予算措置等を講じている。

- ・事業承継・M&A支援事業（令和7年度補正予算 中小企業生産性革命推進事業 3,400億円の内数）
- ・事業承継総合支援事業（令和7年度第補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 74億円の内数、令和8年度当初予算 139億円の内数）

予算措置は、後継者のマッチング支援や事業承継を契機として新たな取り組みを行う者への支援等であり、本措置の対象である税負担が障害となり事業承継が進んでいない者とは対象が異なる。

○上記の予算措置等と併せて税制を措置し、事業承継円滑化のための総合的支援策とすることにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
④ アウトプット 件数	1,060	1,219	1,235	1,383	1,263	1,310	1,347
適用額（億円）	731	1,400	1,170	1,683	1,263	1,176	1,535

（出所）国税庁 統計年報

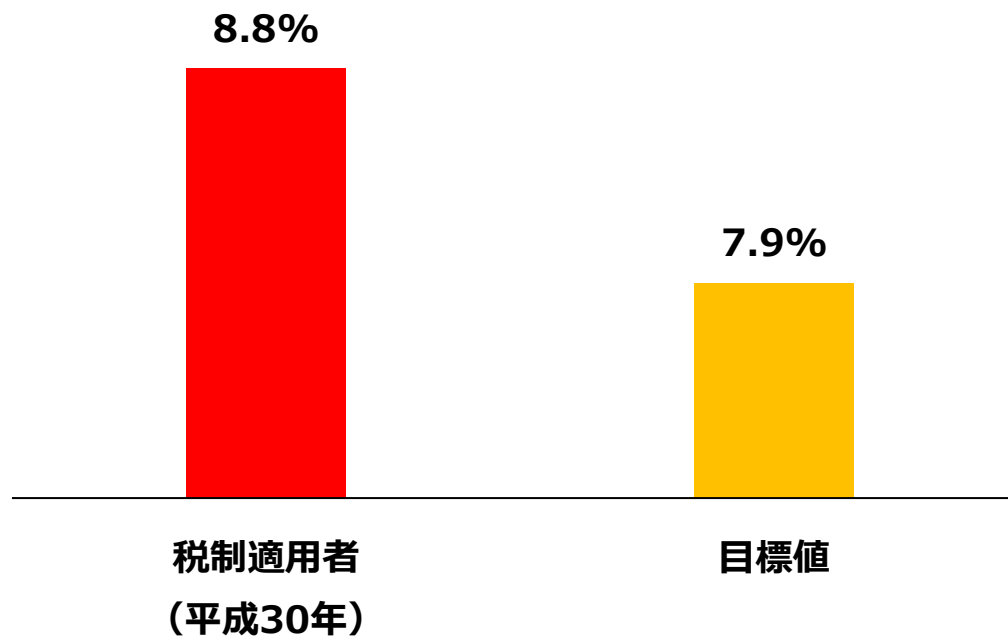
# ○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○事業承継税制の活用によって、事業を存続する事業者を増加させる。
⑤ 短期アウトカム	○事業存続 指標：事業承継率（適用件数÷潜在活用企業数） 目標値：7.9%以上（創設当時見込み） 対象期間 税制措置開始後1年間
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○円滑な事業承継により、雇用の維持を図る。
⑥ 中期アウトカム	○雇用維持 指標：事業承継後の雇用維持 目標値：事業承継時の雇用人数80%以上の維持 対象期間 事業承継後の5年間平均
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○事業承継後の事業の成長・発展を通じて、労働生産性の向上を図る。
⑦ 長期アウトカム	○労働生産性の向上 指標：労働生産性 目標値：15.0%向上 対象期間 令和8年度と比較して令和12年度

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
中小企業庁「事業承継税制の活用事業者データ」	税制適用者を対象に事業承継後の実態を分析するため。
中小企業庁「中小企業実態基本調査」	税制非適用者を対象に労働生産性を分析するため。

●分析手法：税制適用者と非適用者の比較分析  
 選定理由：適用事業者・非適用事業者の差を比較することで、その効果を推定することが可能となるため。

## 税制措置開始1年後の税制を活用した事業承継率



(出所) 中小企業庁アンケート(平成27年度)、中小企業庁「中小企業実態基本調査」、国税庁統計年報より作成。

※ 1 措置開始1年後の税制を活用した事業承継率(適用件数÷潜在活用企業数)について、特例創設当初の目標値と税制適用者の割合を比較。

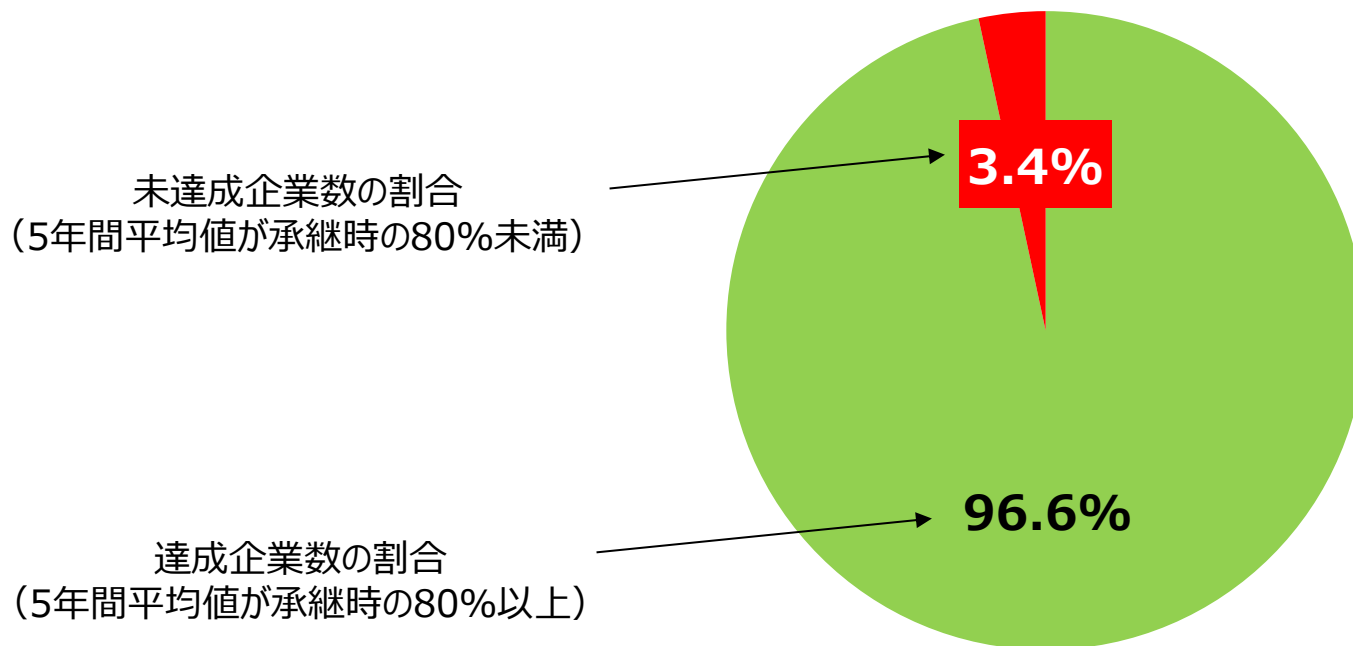
※ 2 潜在活用企業数は中小企業庁アンケート(平成27年度)等より、親族内承継を検討する中小企業数を推計し、12,106者と算定。

※ 3 目標適用件数は、措置創設時に想定していた平成30年の一般措置の認定件数と特例措置により見込まれる増加分の合計件数である954件。

※ 4 参考：後年の事業承継率は以下の通り。

令和元年：10.1%、令和2年：10.2%、令和3年：11.4%、令和4年：10.4%、令和5年：10.8%、令和6年：11.1%

## 承継後5年間の雇用維持状況



(n=89)

(出所) 中小企業庁「事業承継税制の活用事業者データ」より作成。

※ 1 平成30および令和元年に円滑化法の認定申請を受けた企業のうち、税制適用後5年間の従業員数の平均が贈与・相続の時と比べ8割を上回った企業の達成・未達成の状況の割合を算出。

# 長期アウトカム

## 税制適用者と非適用者の比較分析

### 労働生産性の平均向上率

0.1%

6.1%

15.0%

税制非適用者

(直近5年間の参考値)

税制適用者

(直近5年間の参考値)

目標値

(令和8年度比令和12年度)

(出所) 中小企業庁「中小企業実態基本調査」、中小企業庁「事業承継税制の活用事業者データ」より作成。

- ※ 1 労働生産性 = 付加価値額 (営業純益 (営業利益 - 支払利息等) + 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課) / 従業員数にて算出。
- ※ 2 税制適用者は平成30および令和元年に贈与・相続を開始した企業のうち、年次報告書の1回目～5回目のデータの各回の労働生産性の総数について、1回目から5回目の向上率を算出。(N=89)
- ※ 3 税制非適用者は、特例措置の第一種贈与の認定を受けた者の売上高の第1四分位数と第3四分位数を算出し、その第1四分位数と第3四分位数の間の売上高レンジに属する企業群のうち、平成30年度から5年以内、または令和元年度から5年以内に親族内承継を実施した者について、平成30年度と令和4年度、令和元年度と令和5年度のデータから労働生産性の総数を算出し、平成30年度、令和元年度からの向上率を算出。(N=224)

# ○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成30年の事業承継率（適用件数÷潜在活用企業数）について、8.8%と創設時の想定水準超。</li> <li>○以降、令和元-令和6年はいずれも10%超。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成30および令和元年の税制適用者のうち、96.6%が承継時の80%以上の雇用を維持。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成30および令和元年の税制適用者の労働生産性は、事業承継後5年間で6.1%向上と目標未達。</li> <li>○令和3-令和7年度の労働生産性に関する中小企業庁のKPIであった、5年で5%向上の水準は超過。</li> <li>○また、税制非適用者の0.1%向上に対して、税制適用者は6.1%向上と水準が高い。</li> </ul>

	短期	中期	長期
② 達成できていない場合の要因	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本措置では事業承継を契機とした生産性の向上を必ずしも求めてきたものではないことが要因として考えられる。</li> </ul>

③ 政策効果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ほぼ全ての税制適用者が雇用維持を達成し、円滑な事業承継に一定効果があった。</li> <li>○税制適用者と非適用者の比較分析の結果を確認すると、税制適用者の労働生産性向上に優位性が見られた。</li> </ul>		
---------	---	--	--

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業承継円滑化のための予算措置等は後継者のマッチング支援等であるのに対し、事業承継税制は非上場株式等の承継時に生じる納税負担が、事業継続、雇用、地域経済の維持を阻害し得るといふ政策課題に対応するもの。</li> <li>○また、本件措置は認定や継続要件等により対象者を限定する設計としており、必要最小限の措置と説明できる。</li> </ul>		
---------------------------	--	--	--

⑤ 見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の方針を踏まえ、事業承継を契機として経営改革を実現し、生産性向上等による「稼ぐ力」の強化に向けて主体的に取り組む中小企業・小規模事業者を後押しする措置へ、抜本的に見直し・強化する。</li> </ul>		
-----------	--	--	--

主担当部局 : 中小企業庁 事業環境部 財務課  
 共管担当部局 : 厚生労働省 健康・生活衛生局生活衛生課